

関西労災職業病 9月号

(通巻第210号)

関西労働者安全センター 1992.9.10 発行 200円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06・538・0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06・541・2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



◆目次◆

- 快適職場形成促進事業がスタート..... 1
- RINK差別なく共に生きよう市民キャンペーン..... 3
- 第12期安全衛生・労災職業病講座のご案内..... 5
- 夜勤・交替制勤務と労働者の健康③..... 7
- 大阪トンネルじん肺訴訟..... 10
- 前線から(ニュース)..... 11
- じん肺被災者の横顔①..... 15
- 第2次チェルノブイリ環境調査②..... 17

快適職場形成促進事業がスタート

職場の安全衛生対策強化に使えるか？

さる一二三回通常国会で建設業における労働災害防止対策の充実と、快適な職場環境の形成の促進を目的とした労働安全衛生法の改正が成立し、後者についてはこの七月一日から施行された。いわゆる「快適職場形成促進事業」がスタートしたわけである。

労働安全衛生法には、第一条「目的」と第二条「事業者の責務」に、従来から「快適な作業環境の実現」がうたわれていたが、今回の改正はこれを「快適な職場環境の実現」に改めた。それにもない第七章の二「快適な職場環境の形成のための措置」が新設され、「事業者の講ずる措置」「快適な職場環境の形成のための指針の公表等」「国の援助」の三つの条文が加えている。この中の

「指針」については、今年七月一日付け労働省告示第五九号として公表され、これを解説する基発第三九二号労働基準局長通達も示されている。（以上は全国安全センター発行の「安全センター情報」九月号に詳しく掲載している。）

「事業者の講ずる措置」では、「事業者は、事業場における安全衛生の水準の工場を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない」とする「努力義務」である。

事業主に努力義務

ここであげている「措置」とは次の四つで、従来の作業環境に関する

ものを含めた広い範囲のものとなっている。

- ① 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- ② 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置
- ③ 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の措置又は整備
- ④ 前三号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置

今回の法改正のもととなった「快適職場のあり方にかんする懇談会報告書」は、次のように述べている。

「これまで、労働災害防止のための最低基準の遵守を優先課題としてきたが、多くの労働者が仕事による疲労・ストレスを感じ、一層働きやす

い快適な職場づくりが重要な課題となってきた現在、単に作業環境の快適化にとどまらず、作業の方法やサポートシステムを含めた職場全体の快適化が必要となっている」。

報告書は、さらに続けて、「『快適職場』の形成は、これまでの労働安全衛生対策の体系との関係で次のように位置付けることができる。

これまでの労働安全衛生対策は、危険又は有害な因子の排除を中心として、最低基準の確保と自主的な労働災害防止活動を通じてこれを推進してきたが、これからの安全衛生対策としては、より積極的な対応が求められている。

『快適職場』の形成施策は、昭和六三年から実施されている心身両面の健康保持増進対策とともに、今後の労働安全衛生対策を構成するものと整理することができる。これらの対策が総合的に実施されることにより、豊かな勤労者生活を実現される

ことにより、豊かな勤労者生活を実現するための基盤を整備することとなる。」

具体的な事業者の講ずべき措置

さて、具体的な措置の内容について少し具体的に見てみよう。まず作業環境については、空気環境の項目で「必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。」とし、初めて喫煙対策に触れた。その他温熱条件、視環境音環境、作業空間等について定めている。

作業方法の改善については、自然な姿勢での作業について機械設備の改善等で改善を図る、荷物の持ち運びについては助力装置の導入等により負担の軽減を図る、高温、多湿騒音については防熱や遮音壁の設置、操作の遠隔化等により負担の軽減を図るなどかなり具体的な対策を明示

している。

疲労回復のための施設、設備については、臥床できる休憩室等の確保、シャワー室等の洗身施設の整備、相談室の確保、運動施設の設置があげられ、その他にも洗面所、更衣室、食堂、給湯設備、談話室等についても定めている。

こうしてみるとより積極的な安全衛生対策として評価できるものがあるが、あくまでこれは「努力義務」にすぎず、罰則付きの強行規定などではない。そうするとこれをどう政策として実現する裏付けを持つのかということであるが、規制法が用意したのは「国の援助」である。具体的にはこうした措置を実現する事業者に対する低利融資制度と、中小企業に対する助成制度である。直ちに有効な施策となりうる保証はないが、労働組合が安全衛生委員会等の取り組みの際に使うに耐える改正点と言えよう。

秋の市民キャンペーン(10・9・12・10)実施

イベント、講座、行政交渉などもりだくさん

この秋、RINK(すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク)では、「92差別なく共に生きよう市民キャンペーン」への参加を呼びかけ、様々な行動を計画している。在日・滞日外国人に対する差別的、排外的な動きに反対し、基本的人権と異なる文化を尊重し、共に生きる社会を目指すのがこのキャンペーンの趣旨である。

盛り沢山の企画、

行政交渉に参加を！

一〇月九日から一二月一〇日の二ヶ月にわたるキャンペーン期間中には、集会、文化イベント、対行政交

渉、講座などが予定されている。

一二月一日のイベント「マイ・マイ(マイグラント⇨移住者、マイノリティ⇨少数者の略)・フェスティバル」は、外国人バンド等のコンサート、バザー(現在バザー物品集めてます!)、出店、法律相談コーナーなど、外国人も楽しめるものにしようと準備中である。フェスティバルへの入場は無料!「外国人人人権相談員養成講座」は、外国人のトラブルの相談に乗ることのできる知識を身につけることが狙い。各回とも、理論編と実践編の二本立てで、実践編はこれまで実際に外国人支援に携わってきた方を講師に招く予定で、一回だけの参加でもためになること

請け合いである。気軽に参加してほしい。

さて、これまでもRINKでは、昨年一二月は大阪労働基準局、二月には大阪府労働部との交渉を行っているが、このキャンペーン期間中にも対行政交渉を予定している。大阪府への申し入れは一〇月九日午後四時に予定されている。今回は、入管教育、医療等の問題も初めて取り上げる。外国人の人権を擁護する観点から見ると著しく立ち遅れている行政に対し、問題の所在を認識させ、包括的かつ具体的な外国人施策を取らせるための第一歩としたい。

キャンペーンへの協力を!



昨年12月 労働基準局との交渉

キャンペーンでは、現在、①賛同する団体・個人の募集②キャンペーン協賛券（一口千円）への協力を求めている。

もちろん、③様々な企画への多くみなさんの参加は大歓迎。特に、キャンペーン開始日の一〇月九日は大阪府への申し入れに始まり、ビラまき情宣、午後六時半のオープニング集会もあり、多くの皆さんの集まる中で、キャンペーンを成功的にスタートさせていきたい。ご協力をよろしく願います。

92 差別なく共に生きよう 市民キャンペーン (10/9~12/10)

◎キャンペーン・オープニング集会

10/9 (金) 18時~ 於. エル大阪 (府立労働センター)
(京阪・地下鉄天満橋)

◎マイ・マイ・フェスティバル

(コンサート、バザー、出店、展示・ビデオ、相談コーナーなど)
11/1 (日) 11時~16時 於. 大阪府同和地区総合福祉センター
入場無料 (環状線芦原橋)

◎RINK結成1周年集会

12/10 (木) 18時半~ 於. PLP会館 (環状線天満/地下鉄扇町)

◎外国人労働者相談員養成講座

各回とも 於. アピオ大阪 (市立労働会館 環状線・地下鉄森の宮)
18時半~ 一講座500円

- | | | | |
|-------|-----------|--------|-----------|
| ①概論 | 10/22 (木) | ④子供・家族 | 11/20 (金) |
| ②入管法 | 11/6 (金) | ⑤社会保障 | 12/3 (木) |
| ③労働問題 | 11/12 (木) | | |

★賛同団体・賛同人になって下さい。 ★キャンペーンに参加して下さい。

★協賛券（一口1000円）の購入にご協力を！

□ 日 程 (会場の部屋が、回によって変わりますのでご注意ください。)

<p>11/5 (木)</p> <p>エル・おおさか 視聴覚室(5F)</p>	<p>エイズを知る</p> <p>エイズを社会問題、人権問題として直視すべきときです。エイズ認識を深めるために。講師は昨年米国留学。</p> <p>車谷典男 (奈良医大公衆衛生・講師)</p>
<p>11/19 (木)</p> <p>エル・おおさか 606号室</p>	<p>産業医が語る</p> <p>長年、尼崎で労災職業病・職域医療にたずさわり、産業医としても多くの職場にかかわってこられた経験の中から、産業医の意義と活用について。</p> <p>山下五郎 (阪神医療生協診療所)</p>
<p>11/27 (金)</p> <p>エル・おおさか 視聴覚室(5F)</p>	<p>腰痛対策と腰痛予防ベルト</p> <p>「職業病科」診療所を開き、多くの患者、職場と関わりをもち、取り組んだ対策と独自に考案した腰痛予防ベルトのすすめ。講師は某鉄鋼メーカー産業医。</p> <p>宇土博 (広島・友和クリニック)</p>
<p>12/4 (金)</p> <p>エル・おおさか 研修室2 (5F)</p>	<p>作業環境測定のおもてウラ</p> <p>作業環境測定にたずさわってきた講師に、数字としての結果にしかふれることの少ない環境測定の意義や見方・対し方について、お話いただきます。</p> <p>熊谷信二 (大阪府立公衆衛生研究所)</p>

夜勤・交替制勤務と労働者の健康 ③

酒井 一博 (労働科学研究所労働生理・心理学研究部)



シフト・ラグとジェット・ラグ

これが、飛行機で地球の裏側へ行くとどうなるか。この場合は、ジェット・ラグです。

シフト・ラグのある場合つまり夜勤の場合、まず、第一日目は、体温

やはり、時差ボケで、すぐには現地にあった活動はできません。夜勤

の高い昼間は寝にくく、体温の低い夜は眠たい。ところが、一週間夜勤を続けると、さきほどの見かけの適

者のズレと同じズレを経験して、うまく体が順応しない人は苦しむわけです。オリンピック選手団も何日前

応がおこります。「見かけ」に過ぎないということのもう一つの証拠は、

に送ればいいかということも計算してやっています。

何日間か夜勤をして休日が一日入り、その日に本来の生活パターンをとると、一週間かけてできたサーカディアンリズムが、きれいに元に戻ってしまうことです。ほんとうに適応しているなら、元にもどるのにやはり一週間はかかるはずで

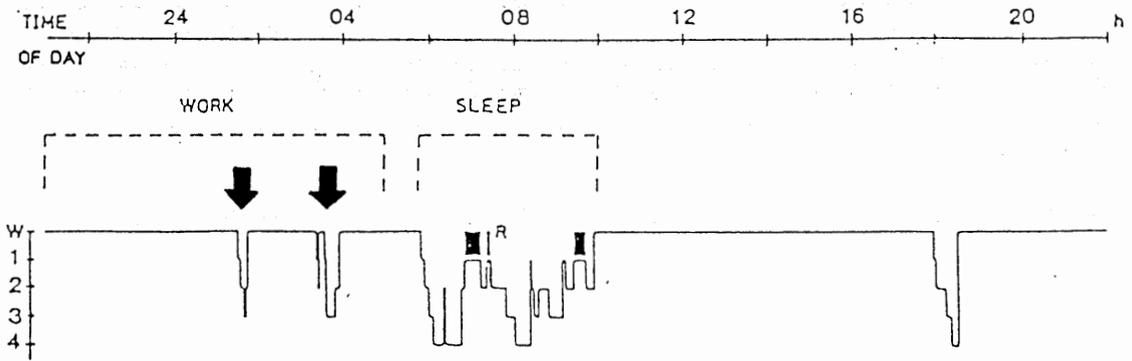
ところが、不思議なことに向こうの時刻に合わせて活動していると、個人差はありますがだいたい一週間すると、現地の時間にサーカディアンリズムが合ってきて、昼間に活動して、夜によく眠れるようになり完全適応します。その証拠に、三ヶ月、

一年、二年と外国で生活して日本に帰ってくると、夜勤のように一日では元にもどりません。やはり、日本のリズムに合うまでに一週間くらいかかります。

シフト・ラグは不完全適応、ジェット・ラグは完全適応というわけです。

夜勤中の「睡眠」

これは夜勤をしている人たちの脳波の二四時間記録をとったスウェーデンのデータです。なぜこんなことをしたかという、だいたい、午後九時から午前五時くらいまで夜勤をして、終了してから六時くらいから



夜勤者の24時間睡眠—覚醒経過図 (Åkerstedtら, 1987)

一〇時くらいまで睡眠をとる。この人の論文を読むと、夜勤をしたあとの午前中の睡眠の質がどんなものなのかに関心があったようです。

左端の縦軸にW、1〜4と書いてあります。Wというのは、脳波の形から明らかに起きている状態です。

1〜4は、数字が増えるにしたがって深い睡眠状態にあるということですが、午前中にとる睡眠のパターンがわかります。ここでおもしろいのは、終わったあと、被験者対象者にインタビューすると、まあまあ夜勤は普通にやったというのですが、脳波から見ると、この二時と四時頃に非常に時間は短時間なのですが、脳波上は眠っているのです。

ということは、夜中に働くということ、本人はきちんと働いているつもりでも、何かの拍子で一過的に非常に強い睡眠に襲われることがある、このケースだと脳波上からは二回あったということ。夜勤のた

めに体調合わせなどをしていても、眠気との闘い、その辛さが夜勤にはあるといえます。特に、安全にかかわる例えば運転関係の人には非常にきつい場面に遭遇することになります。

睡眠と脳波

脳波の話が出てきましたので、ここで、「眠る」ということを少し考えてみましょう。

次の図は、一番上は、夜の十一時から約八時間普通に眠ったとき、真ん中は徹夜をしたあと午前十一時から五時間程昼間に寝たとき、一番下は、夜勤中の深夜二時から三時間仮眠をとったときのそれぞれ睡眠脳波をとったものです。横軸が時間経過、縦軸が眠りの深さです。

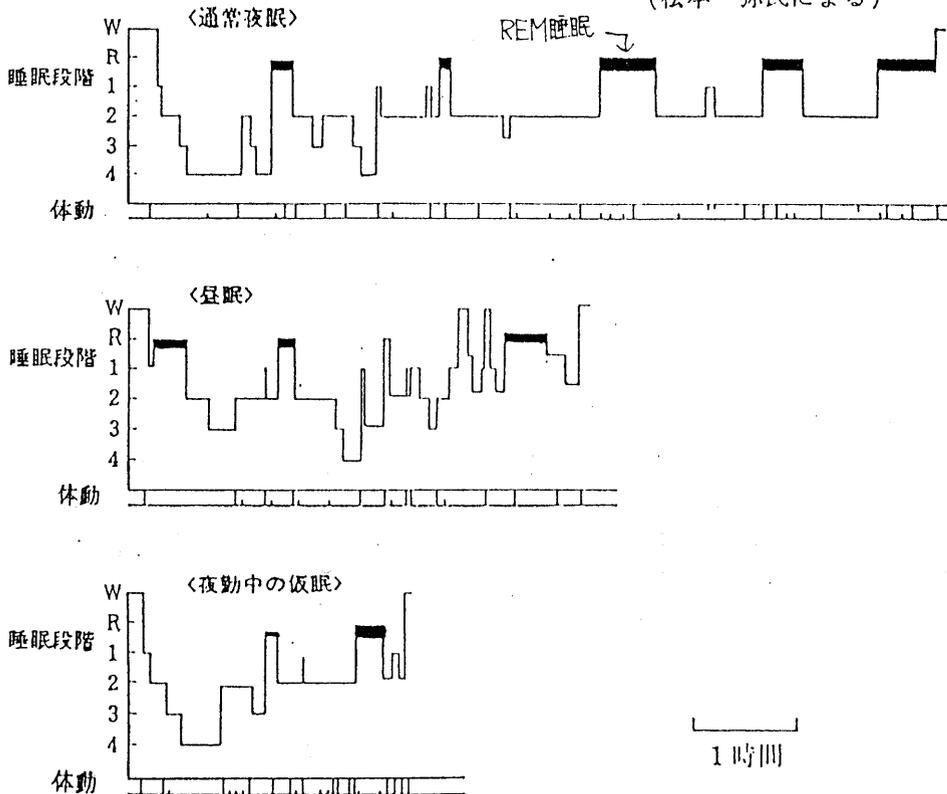
まず、夜普通に寝るとき、眠りにつくと直後に深い睡眠が出て、一時間から九〇分間続きます。そのあと

は起きているときの脳波が出てきます。こういう場合、実験をしている研究者の方は、「起きてしまった」とがっかりするのですが、ところが実は、起きているときの脳波が出ていても、本人は眠っているという、非常に不思議なことが起きます。そのときのもう一つの特徴は、目が寝ているのだけでも、キョロキョロ動いている。瞼は落ちているのに、目の玉は動いているわけです。これは、眠っているときの子供を観察しているとそういうことがよくあります。猫の眠っているときにもよくあります。目がキョロキョロ動くことを、Rapid Eye Movement と言います、こういう睡眠状態を単語の頭文字をとってREM(レム)睡眠と言います。グラフの中のこのRというのは、REMの略号です。

眠りにつくと、深い睡眠が出て、そのあとレム睡眠、そのあとまた深い睡眠が出て、つぎにレム睡眠が出

て、レム睡眠ではない睡眠が出て、またレム睡眠が出てという繰り返しがああり、八時間くらい経過してなにかのときに目が覚める、という経過を人間の通常の睡眠はたどるようになります。(つづく)

睡眠脳波による夜眠・昼眠・仮眠の睡眠パターンの比較
(松本一弥氏による)



大阪トンネルじん肺訴訟

じん肺に時効なし 原告側明快な主張

九月二四日大阪地裁で、大阪トン

ネルじん肺訴訟の法廷が開かれ、原告側より準備書面が提出された。この日の書面は、消滅時効と連帯債務について七社の被告のうち大手五社が行っている反論に再反論したものである。

被告会社側の主張は、安全配慮義務違反の債務不履行についての消滅時効の起算点は、各粉じん作業を離脱したときというもの。つまり、トンネル掘削をやめた日から消滅時効のカウントが始まるというのである。不法行為の消滅時効の起算点については、じん肺に罹患したことを知ったときとの主張を展開している。また、連帯債務については、被告各社にじん肺について関連共同性があること、損害との間に因果関係があることが必要で、いずれも存在しない

とした。

この日提出した原告側書面では、まず消滅時効について次のように主張している。じん肺の症状が悪化するなど損害が進行していることから消滅時効は未だ進行していない。もし進行するとしてのその起算点は、権利を行使することを現実に期待ないし要求することができる時であり、具体的には弁護士から説明を受けた昨年七月からと解すべきであるとした。実際、四人の原告については、昭和三〇年代のトンネル掘削作業離職時は全く症状がなく、他の職場にいた同六〇年以降に初めてじん肺の管理区分決定を受け、労災補償を受けることになった。他の一人にしても、管理四の決定を受けた当時は他の職場にあり、被告の建設会社に損害賠償請求をなしうると

は知る由もなかったのである。

連帯債務については、被告各社の安全配慮義務違反の結果が原告のじん肺罹患という一体的な侵害を発生させたのであり被告らには客観的な関連共同性があったとした。また、一般に掘削作業員は現場を渡り歩き、どの現場でも粉じんを吸入することを認識しているはずで主観的な共同性もあったとしている。

「何十年も前のことだから」とか、「うちの現場の粉じんだだけでじん肺にならない」というような会社側のわがままな主張によって、これまでじん肺患者の不利益は置き去りにされてきた。この間次々と出されるじん肺訴訟の判決でも、原告側勝利の判断がされている。大阪トンネルじん肺訴訟は、一二月二四日の午後一時から次回法廷が開かれ、年明けから証人調べが開始される見込みである。支援傍聴をお願いしたい。

前線かゝる

東京

岩佐原発被曝で再審査

裁判でも確定的な

放射線皮膚炎

九月十日、

日本原電敦賀

発電所の中で

作業中に被曝、

「放射線皮膚

炎」を発症し

た岩佐嘉寿幸

さんの労災保険給付請求に

ついて、労働保険審査会が

再審査の審理を行った。損

害賠償請求訴訟については、

すでに昨年十二月十七日に

最高裁が「上告棄却」とい

う不当判決をもって確定し

ているが、労災保険給付に

よる業務上外の判断につい

ては、七五年に敦賀原発を

所轄する敦賀労基署から不

支給（業務外）の処分を受

け、その後の審査請求では

翌七六年に福井労災保険審

査官からは請求棄却の決定

を受け、更に労働保険審査

会に対し再審査の請求を

行っている。再審査の審理

の進行については、同時に

進んでいた裁判の方を優先

したため止まっていたもの

である。

損害賠償請求が日本原電

を相手取ったもので被曝原

因の特定がかなり具体的に

請求であることから争点は

おのずと異なることになる。

つまり、労基署の判断は労

働者保護法である労働基準

法、労災保険法に言う「業

務災害」であるかどうかと

いうことであって、業務起

因性の判断のみに行き着く

ことになる。

九月十日午後に開かれた

審理では、岩佐さん側から

は、仲田隆明弁護士団長らが

代理人として意見を陳述し

た。特に裁判で最後まで否

定されず、確定診断とも言

える「放射線皮膚炎」を裁

での国に対する

問題になったの

に対し、労災保

険は当時の岩佐

さんの直接の雇

い主である海南

土木の労災保険

判の経過を含めて解説し、

ほんの数行の記述で否定す

る敦賀労基署の判断を批判

した。また、原発被曝労働

者を追い続けてきた写真家

の樋口健二さんは、これま

でに会った被曝者の事例を

もとに、いかに隠され続け

ているかについて意見を述

べた。

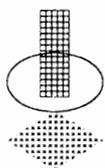
今後、労働保険審査会は

提出された資料にもとづき

審査が行われることになる

が、経過を見守っていきた

いと考える。



東大阪

学校給食調理員の

安全衛生研修会

職場点検と腰痛ベルト

九月十七日、東大阪市の給食調理員を対象とした当局主催の安全衛生研修会が開かれ、安全センターから講師として参加した。

まず、日常の職場点検の参考に、他の自治体の給食給食センターの職場点検事例を紹介した。次に、給食現場で多い腰痛対策に利用できるものとして、最近、本誌でも紹介している「腰痛予防ベルト」の狙いと効果について、及び指曲がり症について報告した。

腰痛予防ベルトは、重量

物の運搬や不良姿勢を解消することの難しい給食作業では有効だと考えられる。実際、従来からサポーター

ライクな幅広のベルトを使用している方もみられるが、腰痛予防ベルトでは骨盤位置に装着して腹圧を高めてやり、腰椎への負担軽減をはかるもので、その点が従来のものとは異なっている。東大阪学給労でも、試着の評判がいいことから、組合員に対して紹介しているところだ。

大阪

針灸訴訟控訴審で

第一回法廷

地裁不当判決を批判

労災医療における針灸治療を最長一年と制限した基発三七五号通達の撤回とこの通達を適用され不当に針

灸治療費を打ち切られた処分の取消を求めた行政訴訟、いわゆる針灸訴訟（原告鈴木真規子さん、被告天満労

基署長）の控訴審の第一回法廷が、九月十一日、大阪高裁一〇〇六号法廷が開かれた。

四月二七日の不当な原告敗訴を受けての控訴となったこの日、原告弁護士より「三七五通達は国の裁量の範囲内。原告の針灸治療を途中で打ち切ったことは間違いでない」と国側の主張を認めた一審判決を全面的に批判した準備書面が提出された。

控訴審の争点は、一年以上針灸治療をすることの意義、原告に対する針灸治療の効果と必要性などの医学的側面になると考えられる。次回法廷は、一二月四日午後一時より、大阪高裁一〇〇六号法廷でおこなわれる予定。

一方、同趣旨で闘われて
いる神奈川針灸訴訟の横浜
地裁判決が二月一五日に

言い渡されることになって
おり、その行方が極めて注
目される。

外国人医療課題に

大阪で初の会合

大阪

RINKK医療部△云

この十月五日、すべての
外国人とその家族の人権を
守る関西ネットワーク(R
INKK)の医療部会と、医
療ソーシャルワーカーの団
体である大阪医療社会事業
協会の有志が、外国人医療
を考える初の会合を行った。

てもらおうと、医療ソ
シャルワーカーに呼びかけ
たもの。
外国人への生保適用、国
民健康保険への加入促進な
ど、RINKKの申し入れ事
項について、医療機関での
実際の経験を交えて、話が
進んだ。大阪での生活保護
等の諸制度の適用の実態や、
入管への通報の不安から公
的機関に関わることを外国

人自身がいやがること、こ
の六月から東京で運用され
ている「行旅病人取扱法」
についての質問などが出さ
れ、それぞれが外国人患者
の医療の確保に苦心してい
ることがうかがえた。

現在の外国人医療の矛盾
は、医療機関には治療費不
払いへの不安、患者自身に
は高額な治療費等の形で、
患者と医療機関に押しつけ
られている。それぞれの経
験の交流、問題の解決に向
け、このような場を今後も
持ち、医療保障の実現へ向
けて、活動を進めたいと考
える。

外国人労働者の労災白書 92年版

——— 深刻化する労働災害 …… 問われる日本の国際性
全国労働安全衛生センター連絡会議 編 A5サイズ 128頁 定価1030円
発行 海風書房 発売 現代書館 当センターで取り扱います。

八月の新聞記事から

八・一 月一回以上週休二日制を八割の企業で導入。大企業の三分の二が完全週休二日。(労働省調査)

八・五 地方公務員は四三都道府県で完全週休二日へ。

八・二五

八・一四 労働省が中小企業を対象とした「時短推進援助事業」を来年度創設へ。

香川県丸亀市の造船所で建造中のタンカーが爆発、一人死亡、一人重体。気化した塗料が溶接の火に引火した可能性。

過労死防止のため、労働省は来年度から七年計画で全国に産業保健センターを設置、中小企業従業員の健康管理にあたる。

労働省の研究会が、二〇〇〇年までの十年間で建設業一二万人、介護五万人が不足すると予測。

外国人研修生に一定期間の事実上の就労を認める「外国人技能実習制度」を来年度創設することを、労働省が発表。

八・二〇 三井石炭鉱業は、三井芦別鉱の九月末閉山を労組に提案。

八九年の防災訓練中の民間人の急死に、東京都は当初の決定を覆し、条例適用による災害補償認定。

八・二二 国家公務員の時短について、年労働時間千八百時間実現に向け、政府が検討を開始。

八・二六

長崎県の市立病院副院長の過労死が、公務災害として逆転認定。地方公務員の医師の過労死認定は全国初。

八・二二 手話通訳に従事する女性らが、絶対数が少ないために過重労働で頸肩腕障害になったとして、全国で初めて神戸で患者の会を結成。

八・二八

通産省が、外国人労働者の増加による賃金体系への影響などの実態調査に乗り出す方針。

八・二三 昨年度一年間の「過労死」の労災認定件数は前年並みだが、申請件数は二年続けて減少。原因は過労死弁護団によると「労災認定の壁が厚いため」。

八・二九

二子力宇治工場で二硫化炭素中毒患者に労災認定。同工場での二硫化炭素中毒患者の認定は七人目。

八・二三 ウクライナ東部ドニエツクの炭鉱で爆発事故。炭鉱労働者二人と救助隊一四人が死亡。

自宅残業が原因として、千葉の中学教諭の過労死が、審査請求で公務災害と認定される。

じん肺被災者の横顔

⑪

電極製造工場の粉じん

福山道則さん

——福山さんの経験した粉じん作業は電極製造ということでしたね。

福山 そうです。昭和三二年から四八年まで西宮にある昭和電極の工場に勤めていました。

——電極と言っても、製品や作業についてすぐイメージがわきませんがどんなものでしょうか。

福山 カーボンをタールで練って筒みたいに固めたものを大きな釜で焚くんです。炉は長さが五メートル、幅が4メートル程度で高さは背丈程度だったと思います。一番大きなもので直径二〇インチ、小さなものは小指程の大きさで、それを炉に運び込み、まわりにブリーズを隙間無く詰め込むわけです。ブリーズというの

はコークスの細かいものと言ったら良いでしょうね。それで十一昼夜焚き続ければ出来上がります。

——福山さんはそこでどんな仕事をしていたんですか。

福山 炉に運び、ブリーズを入れ、出来上がった製品を運び出す仕事。それから今は機械でやっているようですが、昔はブリーズを手でふるいにかけてという手間なことをしていました。

粉じんまみれの電極製造工場

——そうするとやっていた仕事が全部粉じん作業そのものということになりますね。粉じんはどの程度のもの

ものでしたか。

福山 炉の中でブリーズを入れる作業で言えば、ベルトコンベアとスコップを使ってやるわけですから、もうコークスの塵で一杯になります。中で電気が灯っていますが、まあ一メートル先がうっすら見える感じと言ったら良いでしょうか。

焚作業で十一昼夜が過ぎたあと、取り出す仕事になるんですが、こんどはタールを含んだブリーズを鋤でかき出します。それをまたふるいにかけて細かいものは再利用するということになるわけです。

——当時の粉じん対策はどうしていましたか。マスクの着用や換気、健康診断などは。

福山 マスクなんて会社がくれるわけではなく、自分で持ってきたおるをしていくぐらいのものでした。そら真っ黒になるけれども、当時はこういう仕事なんだと皆思っていただけだったんでしょう。

健康診断ですけれど、昭和四〇年に初めてじん肺の健診を受けて軽いじん肺の診断を受けています。もともとこれは、去年管理区分決定申請をするときに会社の資料をもらってわかったことなんです。当時はそれほど意識するようなものではなかったです。

時間のかかった労災補償請求

—— 福山さんの場合はお住まいが尼崎市で、現在はすでに退職されていますから新たな管理区分の決定は兵庫労働基準局長に請求することになったんですが、なかなか時間がかかりましたね。

福山 ええ。じん肺の診断書を先生に書いてもらって基準局に出したんですけれど、もう一回労災病院で診てもらえということになりました。

—— たしか、肺機能の検査を受けるようにという命令でした。とこ



ろが行ってみると色々丁寧な検査を受けた末に、今通っている病院があるというのにお薬まで貰っちゃったということでした。

福山 それでしばらくして来た決定通知が「療養の必要はありません」ということやったからびっくりしてしまいました。あのお薬はなんやったのかと。

—— 申請の時に出した診断書には検査もちゃんとやって管理三で続発性気管支炎と書いてあるのに、決定

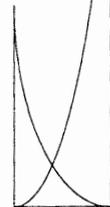
通知は合併症欄に斜線を引いて、療養の必要なしですからね。労働省の行政処分としては健康管理のための法律であるじん肺法の決定では合併症判断は行政サービスということのようだから手続きとしては問題ないのかも知れないけれど、やっぱりびっくりしますね。

福山 結局、西宮労基署に請求をして、管理三で気管支炎として補償を受けられることになりましたけれど、まあ複雑なことになってるから、こんなことは患者一人ではとてもできないと思いました。私のときは、たまたま近所にじん肺で療養してる人がいて、その紹介でこういう結論が出ましたけれどね。

—— 長期の療養になっていきますがお大事に。

汚染は今なお続く

中地重晴 (環境監視研究所)



チエルクスク再訪

チエルクスク地区には土曜の夕方
方に到着しました。昨年世話になっ
た保健局長のセカチさんとチエルク
ブイリ担当副市長のオルロフさんが
出迎えてくれました。市役所前の広
場のレーニン像は健在でした。今年
5月市長選挙が行なわれ、民主的に
ザレツキーさんが再選されたので
すが、何人かの幹部はすでにチエルク
スクにはいませんでした。

田舎には社会主義は生きていますか？

昨年我々の面倒を見てくれたチエ

ルノブイリ担当副市長のマルコワさ
んは今今はミンスクの社会福祉省に栄
転したとのこと。また、党地区委員

市長との会談

翌日、チエルクスクの市長室で
ザレツキー市長はじめ、保健局のメ
ンバーと話し合いました。小泉さん
の方から、昨年訪れた際に食品のサ
ンプルを持ち帰って精密検査をした
結果や、夏休みに子供たちが日本に
来たときに測定した体内のセシウム
量について報告しました。
続いて、市長の方から最近の汚染
対策について説明を受けました。

最近の土壌汚染対策

まず、道路の除染作業を行なって



副市長シオードとの再会 (左から4人目)

いるとのこと。具体的には道路をアスファルトで舗装したり、また放射能で汚染された土ほこりが舞い上がらないように散水しているとのこと。去年は全然気がつかなかったのですが、今年には町中で大きなタンクを積んだトラックが水を撒いているところにも何度か出会いました。

さらに、コルホーズなどの農場で働く農夫が、汚染された土ほこりを吸わないように、農作業に使うコン

バインにエアコンディショナーをつけるように改造しているとのこと。今までに四五%のコンバインにエアコンを付けたそうです。それで、運転手は土ほこりを吸わないように窓を締めて、作業するようになったとのこと。ちょうど、麦の収穫期であり、窓を締めている車も確かにありました。また、八、九月には学校や保育園の敷地の除染作業を予定しているとのこと。汚染土をいれかえたり、場合によってはアスファルトで舗装するようです。

食料とペチカの汚染について

昨年我々が指摘してきたペチカの灰による汚染については、非汚染地から木材を持って来るとか、石炭を使用し、また、ペチカを使わないようにガスに切り換えようということ、ガス管の敷設工事を行なってい

るとのこと。町の中心部は完了したようですが、国道から引き込むための約六kmができていないので、まだガスは来ていないとの説明でした。また、非汚染地帯などから、できるだけ汚染の少ない食糧を供給するようにしているとのこと。そのためかはわかりませんが、最近ミンスクの研究機関がチェチェルスク地区に五カ所の支所を作り、食品の検査をはじめたようです。残念なことには回は時間がなくて見学できませんでした。

最後に、市長からこちらが調査した内容の報告集会を開いて欲しいと要望されました。その背景には社会主義の崩壊で経済状態が悪化し、移住計画が中断、かなり土壌汚染の厳しいところに住み続けることを余儀なくされたという事情が窺えました。準備不足だと固辞したのですが、結局、病院と保健局の関係者の前で報告することになりました。(続く)

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

9月号(210号)92年9月10日発行

(毎月一回10日発行)

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672